

専門委員職務関係資料

〈各専門調査会共通〉

平成 17 年 10 月

専門委員職務関係資料

目 次

1	食品安全基本法について	1
2	専門調査会の調査審議について	12
①	個別品目の審議手順について	14
②	「食品安全委員会専門調査会運営規程」	15
③	「食品安全委員会における調査審議方法等について」	18
④	「食品安全委員会の公開について」	19
3	専門委員の調査審議以外の業務について	20
4	専門委員の服務について	23
5	食品健康影響評価技術研究について	27
6	「食品安全総合情報システム」の一部運用開始について	29
7	食品安全委員会事務局組織図	32

参考資料 1	食品安全基本法（平成15年5月23日 法律第48号）	33
--------	---	----

参考資料 2	食品安全基本法第21条第1項に規定する 基本的事項（平成16年1月16日閣議決定）	41
--------	--	----

1 食品安全基本法について

ここでは、食品安全委員会の業務、組織等を規定している食品安全基本法の条文のうち、専門調査会における調査審議その他専門委員の方々に関係するものについて簡単に解説いたします。

1 目的

(目的)

第1条 この法律は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(解説)

本法の立法目的は、科学技術の発展、国際化の進展といった国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関して基本理念とこれに基づく基本的な施策の枠組みを新たに構築することにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することです。

2 リスク分析手法の導入

(食品健康影響評価の実施)

第11条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。
 - 二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
 - 三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。
- 2 前項第3号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。
 - 3 前二項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。

(解説)

ア 本条は、リスク分析手法のうち、リスク評価に相当する健康への悪影響についての科学的評価（食品健康影響評価）について定めるものであり、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、原則として「食品健康影響評価」が施策ごとに行われなければならないことを規定するものです。

イ 評価は、その時点の水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならないとあります。

この科学的客観性を担保するため、内閣府に有識者からなる食品安全委員会を設置し、国における食品健康影響評価を一元的に行うこととしています。

ウ 第1項ただし書では、食品健康影響評価の実施の例外について規定しています。

- ① 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。

ex 1) 危害要因とは直接には関係がなく、食品健康影響評価の結果を反映して策定することができない施策

- ・ 食品衛生検査施設に備えるべき機械器具の設定
- ・ 食品衛生監視員の資格の認定

2) 食品健康影響評価の結果に基づいて行われる行政対応を担保するために策定される施策

- ・ 食品健康影響評価の結果を踏まえて策定された基準等に違反した場合の廃棄命令、許可の取消し

- ② 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。

ex. ・ 腐敗していることや食中毒の原因となる有害物質を含むことが明らかな食品の販売等を禁止する場合

- ・有毒・有害物質が含まれており、通例、人の健康を損なうと考えられる器具の販売等を禁止する場合

③ 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。

※ この場合の措置は、あくまでも緊急時における暫定的な措置に止まるべきものであることから、本法においては、事後の合理的期間内に、食品健康影響評価が行われなければならない（第2項）、かつ、その結果に基づき、改めて施策の策定を行わなければならないこととしています。

（国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定）

第12条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、及び抑制するため、国民の食生活の状況その他の事情を考慮するとともに、前条第1項又は第2項の規定により食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行わなければならない。

（解説）

本条は、いわゆるリスク分析手法の3要素のうち「リスク管理」に対応する規定であり、健康への悪影響を防止・抑制するための行政的対応について定めるものです。

その中で、食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて施策が策定されなければならない旨を明記し、「評価結果に基づく管理の実施」というリスク評価とリスク管理の関係を明らかにしています。

ただし、食品健康影響評価があくまでも科学的知見に基づく評価であるのに対して、リスク管理は、社会・経済活動の規制等を伴う行政的対応であり、科学的知見以外の諸事情も考慮した上で措置の内容を定めるべきものであることから、「国民の食生活の状況その他の事情」を考慮して施策の策定を行うこととしています。

3 委員会の所掌事務

(所掌事務)

第23条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第21条第2項の規定により、内閣総理大臣に意見を述べること。
- 二 次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。
- 三 前号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
- 四 第2号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
- 五 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べること。
- 六 第2号から前号までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うこと。
- 七 第2号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。
- 八 関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うこと。

2 委員会は、前項第2号の規定に基づき食品健康影響評価を行ったときは、遅滞なく、関係各大臣に対して、その食品健康影響評価の結果を通知しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による通知を行ったとき、又は第1項第3号若しくは第4号の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その通知に係る事項又はその勧告の内容を公表しなければならない。

4 関係各大臣は、第1項第3号又は第4号の規定による勧告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければならない。

(委員会の意見の聴取)

第24条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かななければならない。ただし、委員会が第11条第1項第1号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第3号に該当すると認める場合は、この限りでない。

一～十四 (略)

- 2 関係各大臣は、前項ただし書の場合（関係各大臣が第11条第1項第3号に該当すると認めた場合に限る。）においては、当該食品の安全性の確保に関する施策の策定の後相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項に定めるもののほか、関係各大臣は、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。

(解説)

委員会の所掌事務は、第23条第1項各号に規定されているとおり多岐にわたるものですが、主な内容は、①食品健康影響評価の実施、②評価結果に基づいた行政的対応の確保、③リスクコミュニケーションの推進 ④食品安全行政全般についての意見具申、の4点です。

(1) 食品健康影響評価の実施

ア 委員会の業務の中心をなすのは、食品健康影響評価を行うことです。

委員会は、関係各大臣からの諮問に応じ、又は自らの発意により、食品健康影響評価を行います（第23条第1項第2号）。

このうち、関係各大臣からの諮問については第24条に規定されていますが、便宜上「必要的諮問事項」と「任意的諮問事項」の2種類に区分することが可能です。

イ 必要的諮問事項とは、第24条第1項各号に規定されている事項であり、関係各大臣は、これらの施策の策定に当たっては、原則として、あらかじめ委員会による食品健康影響評価を受けなければいけません。これは、委員会による評価が行われることを制度的に担保しようとの趣旨によるものです。

ウ 必要的諮問事項であっても、委員会による評価を受けることなく施策の策定を行うことのできる場合として2つの場合が規定されています（第24条第1項ただし書）。これは、食品健康影響評価の実施について規定した第11条第1項ただし書の規定に対応したものです。

その第1は、施策の内容からみて評価を行うことが明らかに不要と委員会が判断した場合です。

具体的には、委員会において判断することとなりますが、例えば、根拠法の条項移動等に伴う形式的な省令改正を行う場合や、我が国の食生活が

らみて明らかに非食用に分類される動物用の医薬品の承認を行う場合などが想定されます。

第2は、関係各大臣が、緊急を要するため、あらかじめ評価を行ういとまがないと認めた場合です。ただし、この場合には、相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、委員会の評価を受けなければならないとされています（第24条第2項）。これは、第11条第2項の規定に対応したものです。

エ 任意的諮問事項は、必要的諮問事項以外の場合において、関係各大臣が必要と判断したときに委員会に諮問する事項です（第24条第3項）。食品の安全性の確保に関する施策は多岐にわたるものであり、評価の対象を必要的諮問事項に限定することは適当でないことから、この規定が設けられています。

オ 委員会は、諮問によることなく自らの発意で食品健康影響評価を実施することができます。この場合の評価対象は、第24条第1項各号に規定する事項に限られるものではなく、その性格上評価になじまない事項を除き、広く評価対象とすることが可能です（第23条第1項第2号）。

カ 評価の結果については、評価結果に基づいた行政的対応を確保するとともに、リスクコミュニケーションの推進を図る等の観点から、関係各大臣に通知するとともに、公表することとしています（第23条第2項及び第3項）。

（2）評価結果に基づいた行政的対応の確保

委員会の業務の中心は、食品健康影響評価の実施ですが、関係各省において評価結果に基づいた行政的対応が適切に行われることを確保していくことも、委員会の重要な役割です。

このため、本法においては、評価結果の通知・公表に加えて、委員会に2種類の勧告権を付与しています。

第1は、評価結果に基づき、講ずべき施策について関係各大臣に対して行う勧告です（第23条第1項第3号）。この勧告は、評価結果に基づき、委員会が必要と認める行政的対応が関係各省において実施されるよう提言するものです。

第2は、評価結果に基づいて採られた施策の実施状況を監視し、必要があると委員会が認めるときに行う勧告です（第23条第1項第4号）。

これは、委員会は、評価を行った後のリスク管理の実施状況をモニタリングし、より適切な措置がとられるように提言する役割も担うべきとの趣旨を

体現したものです。

これらの勧告は、その実効性の確保等の観点から、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対して行うこととしています。また、勧告の内容を公表するとともに、関係各大臣は、勧告に基づき講じた施策について委員会に報告することとされています。

本法においては、これらの権限を委員会に付与することにより、評価結果に基づいた行政的対応が適切に行われることを確保していくこととしています。

(3) リスクコミュニケーションの推進

委員会は食品健康影響評価等の業務を行うに際しては、第13条の趣旨を体して、幅広く国民の意見を聴取した上で評価対象の優先順位を決定するとともに、評価の結果を国民に分かりやすく説明しその内容の正確な理解を促進する等、幅広く関係者との情報や意見の交換を図りつつ業務を実施することが重要です。

また、本法に基づき、委員会だけでなくリスク管理機関においても施策の策定に当たってリスクコミュニケーションを行うこととなりますが、その実効性を高めるためには、個別各省における取組だけでなく、政府全体として、総合的にリスクコミュニケーションに取り組んでいく必要があります。

こうした観点から、委員会は、自らの業務に関して関係者との情報や意見の交換を行う（第23条第1項第7号）とともに、さらに加えて、関係行政機関が行う情報や意見の交換に関する事務の調整を行う旨を規定し（第23条第1項第8号）、委員会が、自らリスクコミュニケーションに取り組むとともに、政府全体としての総合的なリスクコミュニケーションにおいて中心的役割を担うことを明らかにしています。

(4) 食品安全行政全般についての意見具申

委員会は、食品の安全性の確保に関して優れた識見を有する7名の委員によって構成される機関であり（第28条）、今後の食品安全行政の推進に際しては、委員が有する専門家としての高い識見を活用していくことが適当です。

このような観点から、本法においては、委員会の所掌事務として、次の2つの事務を位置付けています。

- ① 第21条の基本的事項の策定に当たって、内閣総理大臣に対して意見を述べること（第23条第1項第1号）。

基本的事項は、第11条から第20条までに規定する、いずれも食品の

安全性の確保を図る上で重要な事項について定めるものであるため、委員会の意見を聴くことにより、委員の高い識見を活用しつつ策定することとしています。

- ② 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときに、関係行政機関の長に対して意見を述べること（第23条第1項第5号）。

この意見具申は、勧告と異なり、食品健康影響評価を実施した案件に限定されるものではなく、例えば、緊急時において、直ちに行うべき措置について委員会が意見具申を行うこと等も含まれます。

4 委員会の権限

（資料の提出等の要求）

第25条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（解説）

委員会が、その任務である食品健康影響評価や同評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況の監視を行うに当たっては、関係行政機関が保有する資料、情報等を把握することが有効である場合が少なくありません。

本条は、関係行政機関が保有する資料、情報等を把握することを制度的に担保するとの観点から、委員会が、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる旨を規定するものです。

5 専門委員

（専門委員）

第36条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任